

建設ステーション技能者表彰要領

(目的)

第1条 優れた技能を持つ熟練者の方々を表彰し、建設事業への貢献をPRするとともに、建設事業の重要性を社会にアピールし、もって建設事業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 建設ステーションにおいて工事施工に直接従事している各職種の責任者で、高度な専門知識と技能を有し、リーダーシップに優れた個人とする。

1 とび工 2 石工 3 造園工 4 重機操作（バックホー、クレーン、ブルドーザなど） 5 鉄筋工 6 型わく工 7 大工 8 土工 9 トンネル工 10 舗装工 11 世話役（職長、技能職、作業長） 12 その他の職種

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 1 リーダーシップに優れていること
- 2 仕事に対する情熱・誇りが旺盛であること
- 3 高潔な人格で、豊かな人間性の持ち主であること
- 4 技術開発、施工の合理化等で建設事業の実績を上げる等事業の貢献者であること
- 5 専門的な知識を有するとともに、技術・技能が優秀であること

(欠格事由)

第4条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、所属企業が建設業法の規定に基づき、監督処分を受け、または受けることが明らかであるもの。
- (2) 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、所属企業が公共工事の入札において指名停止措置を受けているもの。
- (3) その他、神奈川県魅力ある建設事業推進協議会会長（以下「会長」という。）が表彰することを不適当と認めたもの。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰候補者は、建設ステーションの責任者、建設業団体の長等が推薦した者から、建設ステーション技能者表彰審査委員会が選考する。

- 2 会長は、前項により選考された被表彰候補者から被表彰者を決定する。
- 3 建設ステーション技能者表彰審査委員会については、別に定めるところによる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として毎年11月に行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品により行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 5年9月16日から施行する。
この要領は、平成17年5月26日から施行する。
この要領は、令和 2年5月22日から施行する。